

宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この宿泊約款の定めることによるものよし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申し込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承認しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同行の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者著しく迷惑をおよぼす言動をしたとき。（千葉県条例）
- (8) 宿泊しようとする者が、カスタマーハラスメント行為をする恐れがあると認められるとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出で、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときには、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊者が次に該当すると認められた時
 - i、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ii、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - iii、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) カスタマーハラスメント行為が認められた時
宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条2号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除きます。）または、乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条1項の不当な差別的取り扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除きます。）を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなる行為（以下に例示します。）を繰り返した場合に、当該

行為をカスタマーハラスメント行為とします。

- i、身体的な攻撃（暴行、傷害など）、精神的な攻撃（脅迫、暴言、中傷など）にあたる行為
- ii、土下座の要求行為
- iii、居座り、監禁等一定時間を超える拘束的行為（長時間の電話を含みます）
- iv、大声、暴言などで従業員を責める行為
- v、難癖をつけたキャンセル料の未払い、代金の返金要求、商品交換や商品交換や金銭補償等の過剰要求行為（他の宿泊者と比較して、合理的な範囲を超えた過剰を超えた過剰なサービスを要求し、宿泊料に不当な割引を要求する行為を繰り返す行為等の不当な要求を行う行為がこれに含まれます。）
- vi、同じ質問の繰り返し、社会的相当性を欠く方法による謝罪の要求やクレーム等の責任追及行為
- vii、運用ルールや制度上対応できないことへの過剰要求やクレーム行為
- viii、SNS やマスコミへの暴露（従業員の氏名公開など）をほのめかした脅迫行為
- ix、特定の従業員へのつきまとい行為

(4) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑をおよぼす言動をしたとき。（千葉県条例）

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規定の禁止事項（火災防止上必要なものに限る。）に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所および職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌日午前 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外を客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午後 2:00 までは当館規定室料の 30%

(2) 午後 2 時以降は室料金の全額

第 10 条 (利用規則の遵守)

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規定に従っていただきます。

第 11 条 (営業時間)

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内の館内ご案内等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

- i、門限 なし
- ii、フロントサービス 24 時間 (本館)
- iii、外貨両替サービス 24 時間

第 12 条 (料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時フロントでお支払いいただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 (当ホテルの責任)

1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 (寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

第 16 条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合、その到着前に当ホテルが了承した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条項 2 項の規定に準ずるものとします。

第 17 条（駐車場の責任）

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1：宿泊料金等の算定方法

		内 訳	税金の積算
宿泊者が 支払うべき 総額	宿泊料金(1)	①基本宿泊料 室料 ②サービス料 (①×10%) ③税金	消費税：(①+②) の10%
	追加料金(2)	④飲料料およびその他の利用料金 ⑤サービス料 (④×10%) ⑥税金	消費税：(④+⑤) の10%

備考：当ホテルでは、原則、子供も大人料金と同一になりますが、季節により子供料金を設定することがあります。この場合、適当な方法をもってお知らせします。なお、子供料金は小学生以下に適用いたします。

別表第2：違約金

契約解除の 契約申込人数	契約解除の 通知を受けた日						
	不泊	当日	前日	2→9 日前 のお取消し	10→14 日前 のお取消し	15→20 日前 のお取消し	
14名まで	100%	80%	20%	-	-	-	
15名～50名まで	100%	80%	20%	10%	-	-	
51名～99名まで	100%	80%	50%	20%	10%		
100名以上	100%	100%	80%	50%	20%	10%	

(注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 当ホテルが定めた特定日にては別途違約金が発生する場合がございます。
4. 税込料金より対象とさせていただきます。

(利用規則)

当ホテルでは、お客様の安全かつ快適にご滞在いただくため宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規則を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ責任をおとりいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

(火災防止上お守りいただきたい事項)

1. 客室内には暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等を持ち込みご使用なさないでください。
2. ベッドの中など火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
3. その他火災の原因になるような行為をなさないでください。

(保安上お守りいただきたい事項)

1. 当ホテルは、自動ロックシステムですが、ご滞在中お部屋から出られる時は施錠をご確認ください。
2. ご在室中や特にご就寝の時はドアの内鍵、ドア・アームをお掛けください。来訪者のあった時は不用意に開扉なさらずご確認ください。
万一、不審者と思われる場合は直ちにフロントデスクへご連絡ください。
3. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。

(貴重品、お預かり品のお取扱いについて)

1. ご滞在中の現金、貴重品の保管にはフロントにて備え付けの貸金庫をご利用ください。
上記手続きをおとりにならず現金、貴重品の滅失、毀損、盗難等によって生じた損害については、お客様にご迷惑をおかけする場合がありますのでご了承ください。
なお、美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。
2. お忘れ物、遺失物などの品物はお預かりできません。
3. お預かり物の保管期間は3ヶ月とし、期間経過後は不要のものとして扱い当ホテルで処理させていただきますのでご了承ください。

(お支払いについて)

1. 料金の支払いは通貨、または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、ご出発時または当ホテルが請求したときフロントでお支払いいただきます。
2. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名によってご利用される場合は必ず客室の鍵(キータグ)または宿泊カードをご提示ください。
3. 都合によりご到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。
4. 小切手でのお支払いには応じかねますのでご了承ください。
5. 領収書は各部屋単位にご用意いたしておりますので、同室のお客様が分割領収書をご希望の場合はお早目にお申し出ください。
6. お支払いについてご不審がございましたらご遠慮なく、フロントにおたずねください。

(おやめいただきたい行為)

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
i、動物、鳥類(ペット類)

身体障害補助犬法に定める盲導犬・介助犬の同伴は可能です。

ii、著しく悪臭、高音を発するもの

iii、火薬や揮発油など発火または引火しやすいもの

iv、適法に所持を認可されていない鉄砲刃剣類

2. ホテル内で、とばくや風紀治安をみだすような行為、他のお客様に迷惑をおよぼすような言動はなさないでください。
3. 宿泊登録者以外の方の客室のご使用はなさないでください。
4. 当ホテルの許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
5. ホテル内および敷地内で許可なく広告、宣伝物の配布や物品の販売をなさないでください。
6. ホテル内および敷地内で許可なく商業目的および他のお客様に迷惑がかかるような写真撮影はなさないでください。
7. ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。
8. ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列なさないでください。
9. ホテル外から飲食物等のご注文をされた場合のお受け取りは正面玄関にてお願いいたします。
10. 部屋着、スリッパ等のままで客室から外出はなさないでください。